

国立市子ども総合計画審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説 明) 国立市子ども総合計画審議会において、放課後子ども総合プランの実施に関する検討を開始することに伴い、委員の定数を増員し、及び特別委員について定めるため、条例の一部を改正するものである。

国立市子ども総合計画審議会条例の一部を改正する条例案

国立市子ども総合計画審議会条例(平成17年3月国立市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10人以内」を「11人以内」に改め、同条第2項第2号中「3人以内」を「4人以内」に改める。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条の見出しを「(審議会の会議)」に改め、同条第1項中「審議会」を「審議会の会議(以下「会議」という。)」に改め、同条第2項中「審議会は、委員」を「会議は、委員及び議案に関係ある特別委員」に改め、同条第3項中「審議会」を「会議」に、「委員」を「委員及び議案に関係ある特別委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係ある特別委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第6条を第8条とし、第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。
(専門委員)

第7条 第3条第2項に定めるもののほか、専門的な事項を調査させるため必要がある場合には、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は市長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門的な事項の調査が終了するまでとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(特別委員)

第5条 第3条第2項に定めるもののほか、特別の事項の調査及び審議に関し必要がある場合には、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は市長が委嘱又は任命する。

3 特別委員の任期は、当該特別の事項の調査及び審議が終了するまでとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第34号中「子ども総合計画審議会委員」を「子ども総合計画審議会委員(特別委員を含む)」に改める。